

第13編 港 湾 ・ 漁 港 編

第1章 航路、泊地、船だまり

第1節 適 用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（航路、泊地、船だまり）における浚渫工、土捨工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	(平成19年9月)
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	(平成19年4月)
(社)全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	(2003年版)
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	(平成11年4月)

第3節 浚 渫 工

1-3-1 一般事項

本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工、バックホウ浚渫工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 ポンプ浚渫工

1. ポンプ浚渫

ポンプ浚渫の施工については、第4編5-3-2、1.ポンプ浚渫の規定によるものとする。

2. 排砂管設備

排砂管設備の施工については、第4編5-3-2、2.排砂管設備の規定によるものとする。

1-3-3 グラブ浚渫工

1. グラブ浚渫

グラブ浚渫の施工については、第4編5-3-3、1.グラブ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編5-3-3、2.土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-4 硬土盤浚渫工

1. 硬土盤浚渫

硬土盤浚渫の施工については、第4編5-3-4、1.硬土盤浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編5-3-4、2.土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-5 岩盤浚渫工

1. 砕岩浚渫

砕岩浚渫の施工については、第4編5-3-5、1.砕岩浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編5-3-5、2.土運船運搬の規定によるものとする。

1-3-6 バックホウ浚渫工

1. バックホウ浚渫

バックホウ浚渫の施工については、第4編5-3-6、1.バックホウ浚渫の規定によるものとする。

2. 土運船運搬

土運船運搬の施工については、第4編5-3-6、2.土運船運搬の規定によるものとする。

第4節 土捨工

土捨工の施工については、第4編5-3-7排砂管設備工、第4編5-3-8土運船運搬工、第4編5-3-9揚土土捨工の規定によるものとする。

第5節 埋立工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種に定めるものとする。

2. 請負者は、施工区域および運搬路で砂塵および悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。

3. 請負者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

1-5-2 余水吐工

1. 余水吐

(1) 余水吐の位置および構造は、**設計図書**の定めによるものとする。

(2) 請負者は、余水吐の機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

1-5-3 固化工

固化工の施工については第4編5-4-9固化工の規定によるものとする。

1-5-4 埋立工

1. ポンプ土取

(1) ポンプ土取の施工については、第4編5-3-2ポンプ浚渫の規定によるものとする。

(2) 請負者は、隣接構造物の状況を把握し、異常沈下、滑動等生じる恐れがある場合および生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

2. グラブ土取

(1) グラブ土取の施工については、第4編5-3-3グラブ浚渫の規定によるものとする。

(2) 請負者は、隣接構造物の状況を把握し、異常沈下、滑動等生じる恐れがある場合および生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

3. ガット土取

(1) ガット土取の施工については、第4編5-3-3グラブ浚渫の規定によるものとする。

(2) 請負者は、隣接構造物の状況を把握し、異常沈下、滑動等生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

1-5-5 排砂管整備工

排砂管整備工の施工については、第4編5-3-7排砂管整備工の規定によるものとする。

1 - 5 - 6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第4編5 - 3 - 8土運船運搬工の規定によるものとする。

1 - 5 - 7 揚土埋立工

1 . バージンアンローダー工

バージンアンローダー工の施工については、第4編5 - 3 - 9、1バージンアンローダー工の規定によるものとする。

2 . 空気圧送揚工

空気圧送揚工の施工については、第4編5 - 3 - 9、2空気圧送揚工の規定によるものとする。

3 . リクレーマ揚工

リクレーマ揚工の施工については、第4編5 - 3 - 9、3リクレーマ揚工の規定によるものとする。

4 . バックハウ揚工

バックハウ揚工の施工については、第4編5 - 3 - 9、4バックハウ揚工の規定によるものとする。

1 - 5 - 8 埋立土工

1 . 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第4編5 - 20 - 2、1土砂掘削の規定によるものとする。

2 . 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第4編5 - 20 - 3、1土砂盛土の規定によるものとする。

第2章 防波堤、防砂堤、導流堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（防波堤、防砂堤、導流堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、消波工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第6節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本体工（コンクリート矢板式）

本体工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体工（コンクリ

ート矢板式)の規定によるものとする。

第11節 本體工(鋼杭式)

本體工(鋼杭式)の施工については、第4編第5章第12節本體工(鋼杭式)の規定によるものとする。

第12節 本體工(コンクリート杭式)

本體工(コンクリート杭式)の施工については、第4編第5章第13節本體工(コンクリート杭式)の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第15節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節 雑工

雑工の施工については、第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第3章 防潮堤

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（防潮堤）における海上地盤改良工、基礎工、本体内（ケーソン式）、本体内（ブロック式）、本体内（場所打式）、本体内（鋼矢板式）、本体内（コンクリート矢板式）、被覆・根固工、上部工、消波工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体内（ケーソン式）

本体内（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第6節本体内（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体内（ブロック式）

本体内（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体内（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体内（場所打式）

本体内（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体内（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体内（鋼矢板式）

本体内（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第10節本体内（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第9節 本体内（コンクリート矢板式）

本体内（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本体内（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第10節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第11節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第12節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第13節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第19節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第14節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第15節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第16節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第17節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第18節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第19節 雑工

雑工の施工については第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第4章 護岸、岸壁、物揚場

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（護岸、岸壁、物揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ケーソン式）、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、本体工（捨石・捨ブロック式）、本体工（鋼矢板式）、本体工（コンクリート矢板式）、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、被覆・根固工、上部工、付属工、消波工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

日本港湾協会	港湾の施設の技術上の基準・同解説	（平成19年9月）
日本港湾協会	港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書	（平成19年4月）
（社）全国漁港漁場協会	漁港・漁場の施設の設計の手引き	（2003年版）
水産庁漁港部	漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書	（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ケーソン式）

本体工（ケーソン式）の施工については、第4編第5章第6節本体工（ケーソン式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第7節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第8節 本体工（捨石・捨ブロック式）

本体工（捨石・捨ブロック式）の施工については、第4編第5章第9節本体工（捨石・捨ブロック式）の規定によるものとする。

第9節 本体工（鋼矢板式）

本体工（鋼矢板式）の施工については、第4編第5章第10節本体工（鋼矢板式）の規定によるものとする。

第10節 本體工（コンクリート矢板式）

本體工（コンクリート矢板式）の施工については、第4編第5章第11節本體工（コンクリート矢板式）の規定によるものとする。

第11節 本體工（鋼杭式）

本體工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第12節本體工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第12節 本體工（コンクリート杭式）

本體工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第13節本體工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第13節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第14節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第15節 付屬工

付屬工の施工については、第4編第5章第16節付屬工の規定によるものとする。

第16節 消波工

消波工の施工については、第4編第5章第17節消波工の規定によるものとする。

第17節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第18節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第18節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第19節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

第19節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第20節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第21節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第22節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第23節 仮設工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第24節 雑 工

雑工の施工については第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第5章 栈橋、係船杭

第1節 適用

1. 本章は、港湾・港漁場関係工事（栈橋、係船杭）における海上地盤改良工、本体工（鋼杭式）、本体工（コンクリート杭式）、上部工、付属工、舗装工、維持補修工、構造物撤去工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年9月）
- 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成19年4月）
- （社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）
- 水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 本体工（鋼杭式）

本体工（鋼杭式）の施工については、第4編第5章第12節本体工（鋼杭式）の規定によるものとする。

第5節 本体工（コンクリート杭式）

本体工（コンクリート杭式）の施工については、第4編第5章第13節本体工（コンクリート杭式）の規定によるものとする。

第6節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第7節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第16節付属工の規定によるものとする。

第8節 舗装工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第9節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第10節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第11節 雑工

雑工の施工については第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第6章 船揚場

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（船揚場）における海上地盤改良工、基礎工、本体工（ブロック式）、本体工（場所打式）、被覆・根固工、上部工、付属工、裏込・裏埋工、陸上地盤改良工、土工、舗装工、維持補修工、船揚場工、構造物撤去工、仮設工、雑工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- | | | |
|-------------|---------------------|-----------|
| 日本港湾協会 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | （平成19年9月） |
| 日本港湾協会 | 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 | （平成19年4月） |
| （社）全国漁港漁場協会 | 漁港・漁場の施設の設計の手引き | （2003年版） |
| 水産庁漁港部 | 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書 | （平成11年4月） |

第3節 海上地盤改良工

海上地盤改良工の施工については、第4編第5章第4節海上地盤改良工の規定によるものとする。

第4節 基礎工

基礎工の施工については、第4編第5章第5節基礎工の規定によるものとする。

第5節 本体工（ブロック式）

本体工（ブロック式）の施工については、第4編第5章第7節本体工（ブロック式）の規定によるものとする。

第6節 本体工（場所打式）

本体工（場所打式）の施工については、第4編第5章第8節本体工（場所打式）の規定によるものとする。

第7節 被覆・根固工

被覆・根固工の施工については、第4編第5章第14節被覆・根固工の規定によるものとする。

第8節 上部工

上部工の施工については、第4編第5章第15節上部工の規定によるものとする。

第9節 付属工

付属工の施工については、第4編第5章第16節付属工の規定によるものとする。

第10節 裏込・裏埋工

裏込・裏埋工の施工については、第4編第5章第18節裏込・裏埋工の規定によるものとする。

第11節 陸上地盤改良工

陸上地盤改良工の施工については、第4編第5章第19節陸上地盤改良工の規定によるものとする。

とする。

第12節 土 工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第13節 舗 装 工

舗装工の施工については、第4編第5章第22節舗装工の規定によるものとする。

第14節 維持補修工

維持補修工の施工については、第4編第5章第23節維持補修工の規定によるものとする。

第15節 船揚場工

船揚場工の施工については、第4編第5章第24節船揚場工の規定によるものとする。

第16節 構造物撤去工

構造物撤去工の施工については、第4編第5章第27節構造物撤去工の規定によるものとする。

第17節 仮 設 工

仮設工の施工については、第4編第5章第28節仮設工の規定によるものとする。

第18節 雑 工

雑工の施工については第4編第5章第29節雑工の規定によるものとする。

第7章 臨港道路、駐車場

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（臨港道路、駐車場）における土工、道路舗装工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。

- 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成19年9月）
- 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（平成19年4月）
- （社）全国漁港漁場協会 漁港・漁場の施設の設計の手引き（2003年版）
- 水産庁漁港部 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書（平成11年4月）

第3節 土工

土工の施工については、第4編第5章第20節土工の規定によるものとする。

第4節 道路舗装工

7-4-1 一般事項

本節は、道路舗装工として路床工、コンクリート舗装工、アスファルト舗装工、道路付属工その他これらに類する工種について定めるものとする。

7-4-2 路床工

路床工の施工については、第4編5-22-2路床工の規定によるものとする。

7-4-3 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、第4編5-22-3コンクリート舗装工の規定によるものとする。

7-4-4 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第4編5-22-4アスファルト舗装工の規定によるものとする。

7-4-5 道路付属工

1. 縁石

(1) 縁石は、清掃した基礎の上に安定よく、とおり、高さおよび平坦性を確保し据え付け、目地モルタルを充填しなければならない。

(2) 目地間隙は、1.0 cm以下としなければならない。

2. 区画線および道路標示

標示は、施工に先立ち路面の水分、泥、砂塵、ほこり等を除去し、均一に塗装しなければならない。

3. 道路標識

(1) 設置位置は、設計図書の定めによるものとする。

(2) 建込みは、標識板の向き、角度、標識板の支柱のとおり、傾斜および支柱上のキャップの有無に注意し施工しなければならない。

4. 防護柵

請負者は、防護柵を橋梁、擁壁、函きよ等のコンクリート中に設置する場合、構造物のコンクリート打設前に型枠等を使用し、設計図書に定める位置に箱抜き等を行わなければならない。

第5節 植生工

7 - 5 - 1 一般事項

本節は、緑地工として植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。

7 - 5 - 2 植生工

植生工の施工については、第4編第5章第21節植生工の規定によるものとする。

第8章 用地

第1節 適用

1. 本章は、港湾・漁港漁場関係工事（用地）における埋立工、緑地工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 本章に特に定めのない事項については、第4編港湾・漁港工事共通編の規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

請負者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に**確認**を求めなければならない。

- | | | |
|-------------|---------------------|-----------|
| 日本港湾協会 | 港湾の施設の技術上の基準・同解説 | (平成19年9月) |
| 日本港湾協会 | 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 | (平成19年4月) |
| (社)全国漁港漁場協会 | 漁港・漁場の施設の設計の手引き | (2003年版) |
| 水産庁漁港部 | 漁港関係事業設計・測量業務等共通仕様書 | (平成11年4月) |

第3節 埋立工

8-3-1 一般事項

1. 本節は、埋立工として余水吐工、固化工、埋立工、排砂管設備工、土運船運搬工、揚土埋立工、埋立土工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 請負者は、施工区域および運搬路で砂塵及び悪臭の防止に努めるものとする。なお、**設計図書**に防止処置の定めのある場合は、それに従わなければならない。
3. 請負者は、裏埋と埋立を同時に施工する場合、裏埋区域に軟弱な泥土が流入、堆積しないようにしなければならない。

8-3-2 余水吐工

1. 余水吐
 - (1) 余水吐の位置および構造は、**設計図書**の定めによるものとする。
 - (2) 請負者は、余水吐きの機能が低下することのないよう維持管理しなければならない。

8-3-3 固化工

固化工の施工については第4編5-4-9固化工の規定によるものとする。

8-3-4 埋立工

1. ポンプ土取
 - (1) ポンプ土取の施工については、第4編5-3-2、1.ポンプ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合および生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
2. グラブ土取
 - (1) グラブ土取の施工については、第4編5-3-3、1.グラブ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合及び生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。
3. ガット土取
 - (1) ガット土取の施工については、第4編5-3-3、1.グラブ浚渫の規定によるものとする。
 - (2) 請負者は、隣接構造物等の状況を把握し、異常沈下、滑動等が生じる恐れがある場合および生じた場合、直ちに監督職員に**通知**し、**設計図書**に関して監督職員と協議しなければならない。

8 - 3 - 5 排砂管設備工

排砂管設備工の施工については、第4編5 - 3 - 7 排砂管設備工の規定によるものとする。

8 - 3 - 6 土運船運搬工

土運船運搬工の施工については、第4編5 - 3 - 8 土運船運搬工の規定によるものとする。

8 - 3 - 7 揚土埋立工

1 . バージアンローダー揚土

バージアンローダー揚土の施工については、第4編5 - 3 - 9、1 . バージアンローダー揚土の規定によるものとする。

2 . 空気圧送揚土

空気圧送揚土の施工については、第4編5 - 3 - 9、2 . 空気圧送揚土の規定によるものとする。

3 . リクレーマ揚土

リクレーマ揚土の施工については、第4編5 - 3 - 9、3 . リクレーマ揚土の規定によるものとする。

4 . バックホウ揚土

バックホウ揚土の施工については、第4編5 - 3 - 9、4 . バックホウ揚土を適用するものとする。

8 - 3 - 8 埋立土工

1 . 土砂掘削

土砂掘削の施工については、第4編5 - 20 - 2、1 土砂掘削の規定によるものとする。

2 . 土砂盛土

土砂盛土の施工については、第4編5 - 20 - 3、1 土砂盛土の規定によるものとする。